

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監5の第2号

監査の対象：令和4年度監査委員監査 貸付金に関する事務

所管所属：危機管理室

通知を受けた日：令和5年6月23日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
5	<p>支払猶予審査について改善を求めたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理室によれば、償還金の支払猶予決定について、私法上の債権である災害援護資金貸付金は、地方自治法施行令第171条の6第1項に規定されている履行延期の特約の各号いずれかに該当することを判断の要件としているとのことであったが、大阪市災害援護資金貸付金事務処理要領には、強制徴収できる公法上の債権である国税の規定が記載されている。</li> <li>いずれの要件に該当しているかの判断を行ったことがわかる決裁がなかった。</li> <li>支払猶予申請を行った者について、支払猶予承認通知書を交付していなかった。</li> </ul> <p>【指摘事項】 危機管理室は、要領において、償還金の支払猶予に係る適切な要件を整理し、明確にされたい。また、要領の内容について周知徹底を行った上で、適切な審査が行われ、支払猶予承認通知書が漏れなく債務者に交付される仕組みを構築し、実施されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>償還金の支払猶予について、大阪市災害援護資金貸付金事務処理要領に強制徴収できる公法上の債権である国税の規定が記載していたが、地方自治法施行令第171条の6第1項に規定されている履行延期の特約の各号いずれかに該当することを判断の要件とすることを明確に記載した。(令和5年1月30日)</li> <li>償還金の支払猶予要件に該当しているかの審査及び支払猶予承認通知書を交付する手順と決裁をすることを大阪市災害援護資金貸付金処理要領に記載し、複数人で確認し実施する仕組みを構築した。また、その内容について、管理職から注意喚起を行った上で、担当内へ周知した。(令和5年6月2日)</li> </ul>	措置済	令和5年6月2日